

家計状況に関する証明書の提出について

【対象: 啓明寮・静修寮・成全寮】

以下の説明に従い、必要な書類を揃えて、お申し込みください。
書類はPDFデータ化していただき、入寮選考フォームにアップロードいただけます。

① 所得証明書（原本）

- 市区町村役場にて証明書の発行を受けてください。
(最新の**2024年1～12月**の所得内容が記載されている入寮選考フォーム入力時に参照した証明書の原本)。海外居住者の場合は、それに準ずる書類をご用意ください(日本語または英語の翻訳をつけてください)
- 収入の有無に関わらず、両親ともそれぞれの、またはこれに代わって家計を支えている人の所得証明書が必要です。配偶者控除を受けている方の分もご用意ください。
- 市区町村役場によって書式は異なりますが、配偶者控除や扶養控除の状況が分かるものにしてください。
- 所得証明書は、マイナンバーの記載がないものを準備してください。万が一マイナンバーが載っている場合は、その部分を切り取るか、黒く塗りつぶしてから提出してください。

② その他の証明書（コピー可）

下記項目に該当する事情があると入寮選考フォームにご入力いただく場合は、以下証明書もご準備ください。

| 家計事情 | 証明書類 |
|-----------------------|---|
| 現在無職の場合 | これまでに所得があった人が現在無職の場合は、民生委員による無職証明書を提出すること。退職の場合は、勤務先の退職証明書でよい。 |
| 長期療養者がいる場合 (6ヶ月以上) | 現在、家族の中で6ヶ月以上療養中の人または療養を必要と認められる人がいる場合は「診断書」を提出すること。また、医療費に保険による補填がない場合、最近6ヶ月間に実費負担した分の「医療費明細書(領収書)」を提出すること(コピー可)。 ※診断書がなければ控除対象とはなりません。 |
| 障がい者がいる場合 | 本人または家族の中で障がい者がいる場合、障がい者手帳のコピーを提出すること。 |
| 家計支持者が別居している 場合 | 家計支持者が単身赴任をしている場合、別居により特に支出している家計支持者の1ヶ月分の「住居費・光熱水費の本人の負担額を証明するもの」を提出すること。 |
| 災害にあった場合 | 出願時から1年以内に災害(風水害・地震・火災等)にあった場合、「罹災(被災)証明書」(市区町村あるいは消防署長に証明を受けること)と最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等の具体的な支出増や売上の極端な減少等の収入源を証明する書類をあわせて提出すること。 |
| 倒産・営業停止などの 場合 | 関係官庁・銀行等の証明書とともに、現在および今後の経済状況・生活費の出所を詳細に記入した文書を家計支持者署名・押印のうえ提出すること。(書式自由) |
| 転職または就職した人がいる 場合 | 2022年1月2日以降に転職または就職した場合は、給与支払(見込)証明書(現勤務先での1年間の所得が分かるもの)を勤務先で発行を受け提出するか、直近の給与明細3ヵ月分のコピーを提出すること。 |
| 収入に関して大幅な増減が あった場合 | 上記以外に2023年1月から出願時まで収入に関して大幅な増減があった場合、それを証明する書類を提出すること。 |
| 現在、雇用保険申請中の 場合 | 現在、雇用保険を受けている場合、雇用保険受給資格者証を提出すること。 |
| 現在、生活保護を受けている 場合 | 現在、生活保護を受けている場合、「保護決定(変更)通知書」(受給金額が記載されたもの)のコピーを提出すること。 |